

目次

第1編 総則

第1章 計画の目的と構成等

- 第1 目的
- 第2 構成
- 第3 修正

第2章 防災の基本方針

第3章 防災に関する組織

- 第1 阪神高速道路株式会社災害対策本部及び災害対策現地推進本部
- 第2 阪神高速道路株式会社防災業務要領等

第2編 災害予防

第1章 災害に強い道づくり

- 第1 道路交通・通信の機能強化
- 第2 防災対策の計画的実施
- 第3 特定区間の災害予防
 - 1 道路交通危険区間のある道路の災害予防
 - 2 液状化対策
- 第4 構造物・施設等の耐震性の確保
- 第5 防災に関する調査研究

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 防災体制の整備

- 1 災害時における防災体制
- 2 参集体制
- 3 防災関係機関との連帯
- 4 大規模災害発生時の応援協力体制
- 5 兼用工作物管理者との連携

第2 道路利用者の安全確保

第3 道路通行規制の実施基準の整備

第4 災害情報・通信システムの整備

- 1 収集・観測機器
- 2 通信施設
- 3 情報提供施設

第5 通信手段の確保

- 1 伝送路の多ルート化
- 2 無線設備
- 3 移動通信系
- 4 携帯電話
- 5 災害時優先電話

6 通信施設の管理・運用体制

第6 情報の収集・連絡体制の整備

第7 各種資料の整備保全

第8 資機材の確保

第9 総合防災施設の整備等

第10 食料・飲料水等の備蓄

第3章 防災上必要な教育及び訓練の実施

第1 防災教育の実施

- 第2 防災訓練の実施
 - 1 防災訓練の実施
 - 2 実践的な訓練の実施と事後評価
- 第4章 道路利用者等に対する防災知識の普及
 - 第1 防災知識の普及
 - 第2 防災に関する広報
- 第3編 災害応急対策
 - 第1章 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保等
 - 第1 災害情報等の収集・連絡
 - 1 災害情報等の把握と連絡
 - 2 被害規模の早期把握のための活動
 - 3 災害発生直後の被害情報等の収集・連絡
 - 4 災害応急対策活動情報等の連絡
 - 5 関係機関との情報交換
 - 6 情報の共有化
 - 7 窓口の一元化
 - 第2 通信手段の確保
 - 第2章 活動体制の確立
 - 第1 活動体制
 - 第2 関係機関との連携
 - 第3章 道路機能の確保等
 - 第1 道路通行規制
 - 第2 応急復旧等
 - 1 緊急点検
 - 2 障害物の除去
 - 3 二次災害の防止対策
 - 4 応急復旧
 - 5 人員・資機材の確保
 - 6 関係機関との情報交換
 - 7 自衛隊の応援派遣
 - 第3 阪神高速道路が緊急交通路等に指定された場合の措置
 - 第4章 災害発生時における広報
 - 第1 地域住民等への情報提供
 - 第2 道路利用者への情報提供
 - 1 道路交通情報提供施設等による情報提供
 - 2 マスメディア等による情報提供
 - 第3 関係機関との情報交換
 - 第4 道路利用者からの問い合わせに対する対応
- 第4編 災害復旧
 - 第1 災害復旧計画の策定
 - 1 災害復旧計画
 - 2 兼用工作物等の管理者との協議
 - 第2 再度災害の防止
 - 第3 災害復旧の促進
 - 第4 がれきの処理
- 第5編 南海トラフ地震防災対策推進計画
 - 第1章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備
 - 第2章 津波からの防護及び円滑な避難の確保
 - 第1 津波に関する情報の伝達等
 - 1 情報伝達体制

- 2 道路利用者への情報提供
- 第2 避難対策等
- 第3 交通対策等
- 第4 工事現場に関する対策等
- 第3章 防災体制
 - 第1 災害対策本部等の設置及び要員参集体制
 - 1 防災活動体制の確立
 - 2 参集の方法等
 - 3 災害対策本部等の設置
 - 第2 地震発生時の応急対策
 - 第3 資機材、人員等の配備手配
 - 1 資機材、人員等の確保
 - 2 資機材の数量把握等
 - 第4 物資の備蓄・調達
- 第4章 防災訓練
- 第5章 地震防災上必要な教育及び広報
 - 第1 社員等に対する教育
 - 第2 道路利用者等に対する教育・広報
 - 第1編 総則
 - 第1章 計画の目的と構成等

第1 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第39条及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第6条の規定に基づき定める防災業務計画であって、阪神高速道路株式会社が建設又は管理する道路（以下「阪神高速道路」という。）の災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する業務の大綱を定めることにより、防災対策の総合的かつ有機的な推進を図り、もって阪神高速道路を災害から保護するとともに災害時における道路交通を確保して、当該道路が災害時においても都市高速道路としての社会的役割を十分果たすことを目的とする。

第2 構成

この計画は、現実の災害に対する対応に即した構成としており、第1編の総則に続いて、第2編を災害予防、第3編を災害応急対策、第4編を災害復旧とし、災害全般に関し、各段階における諸施策を具体的に定め、また、第5編では南海トラフ地震防災対策推進計画を定めている。

第3 修正

本計画は、社会構造の変化や災害に関する経験と対策の積み重ね等により、今後必要に応じて修正を加えていくものとする。

第2章 防災の基本方針

防災対策は、都市化、高齢化、国際化、情報化等社会構造の変化に対して十分配慮しつつ推進するとともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧の一連の体系の中で実施されていくものであり、それぞれの段階における体制の整備に加え、災害予防にあっては、災害を未然に防止すること、災害応急対策にあっては、災害発生後の被害の拡大防止を図るための迅速かつ適切な応急対策、災害復旧にあっては、災害に強い道づくりを目指した本格的な災害復旧が基本方針となる。

このような基本方針を踏まえ、防災のハード対策及びソフト対策を総合的に講ずることにより、災害に強い阪神高速道路の形成を図り、防災対策に万全を期するものとする。

第3章 防災に関する組織

第1 阪神高速道路株式会社災害対策本部及び災害対策現地推進本部

阪神高速道路において、非常かつ重大な災害が発生した場合には、本社に阪神高速道路株式会社災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を、大阪管理局、神戸管理部、京都管理所及び建設部（以下「管理局等」という。）に、阪神高速道路株式会社災害対策現地推進本部（以下「現地推進本部」という。）を設置するものとする。この場合において、防災体制配備要員は本来業務に優先して、防災業務を行わなければならない。

(平21規則13・平23規則8・一部改正)

第2 阪神高速道路株式会社防災業務要領等

この計画に定めるもののほか、災害対策本部及び現地推進本部の組織並びに運営に関する事項については、別に定める阪神高速道路株式会社防災業務要領等(以下「防災業務要領等」という。)によるものとする。

第2編 災害予防

災害予防については、未然に災害を防止し、又は災害が発生した場合においても被害を最小限にするため、日頃から阪神高速道路の保安全管理を強化するとともに、道路の建設及び保全事業を計画的かつ総合的に推進するものとする。併せて、防災に関する調査研究、観測等の推進を図り、防災対策の質的・技術的向上に努めるものとする。

第1章 災害に強い道づくり

第1 道路交通・通信の機能強化

災害による阪神高速道路の寸断が、京阪神地域の社会経済活動に及ぼす影響を最小限にするため、代替性の確保、多重化等の観点から交通・通信のネットワークの整備を図るものとする。

第2 防災対策の計画的実施

阪神高速道路の災害に対する安全性を確保するため、計画的に点検を実施するとともに、その結果に基づき、緊急性の高い箇所から計画的・重点的に防災対策を実施するものとする。

第3 特定区間の災害予防

1 道路交通危険区間のある道路の災害予防

地すべり、土砂崩壊等の発生するおそれがある阪神高速道路については、防護施設の設置等必要な安全措置をあらかじめ講ずるとともに、予防措置、情報連絡等その特殊性に即応した防災体制を確立しておくものとする。

2 液状化対策

道路施設の設置にあたっては、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても道路施設の被害を防止する対策等を適切に実施するものとする。

第4 構造物・施設等の耐震性の確保

土木構造物、建築物、通信施設、防災関連施設等の構造物、施設等(以下「構造物等」という。)については、不特定多数の者が利用する構造物等の安全性の確保及び災害発生時における緊急輸送道路等としての機能の確保の重要性を考慮し、耐震性の確保を図るものとする。

また、構造物等の耐震設計は、それらの種類、目的等により異なるが、基本的な考え方は次によるものとする。

- (1) 構造物等の耐震設計にあたっては、供用期間中に1～2回程度発生する確率を持つ一般的な地震動、及び発生確率は低い直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する更に高レベルの地震動をともに考慮の対象とするものとする。
- (2) この場合、構造物等は、一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じず、かつ高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標として設計するものとする。
- (3) さらに、構造物等のうち、一旦被災した場合の生じる機能支障が災害応急対策活動にとって著しい妨げとなるおそれがあるもの、地方あるいは国といった広域における経済活動等に対し著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、及び多数の人々を収容する建築物等については、社会的な重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の構造物・施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とするものとする。

第5 防災に関する調査研究

防災技術等の調査研究の推進を図り、防災業務に反映させるものとする。

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 防災体制の整備

災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、及び災害応急対策、災害復旧を迅速かつ円滑に行うため、必要な防災活動に即応できる体制をあらかじめ整備しておくものとする。

1 災害時における防災体制

災害時における防災体制は、警戒体制（災害の発生のおそれがある場合等）、緊急体制（災害が発生した場合等）及び非常体制（重大又は激甚な災害が発生した場合等）とし、それぞれの段階に応じて適切な措置及び情報の収集・連絡を行うものとする。また、各防災体制の発令は、気象状況、被害の発生状況等を総合的に勘案したうえで、防災業務要領等に定める基準に基づき行うものとする。

2 参集体制

休日・夜間等の勤務時間外における災害発生時の参集について、防災業務要領等に基づき参集の基準、対象となる社員（会社の使用人をいう。以下同じ。）、連絡方法、場所等を定めた防災体制配備計画をあらかじめ作成し、参集体制の整備をしておくものとする。また、通信・交通が途絶した場合を想定した参集方法についても、あらかじめ定めておくものとする。

3 防災関係機関との連帯

平常時より府県防災会議又は市町村防災会議に積極的に参加し、連帯を強化しておくものとする。

4 大規模災害発生時の応援協力体制

大規模災害発生時の災害応急対策を迅速かつ円滑に行うため、応援の協定を締結する等により国、地方公共団体等関係機関（以下「関係機関」という。）及び建設業者等との応援協力体制について整備を図るものとする。

5 兼用工作物管理者との連携

兼用工作物管理者と平常時より緊密な連携を保ち、災害発生時には協力して防災活動にあたるものとする。

第2 道路利用者の安全確保

災害の発生が予測される場合又は災害が発生した場合において、阪神高速道路を走行中、若しくは当該道路に進入しようとしている道路利用者の安全を確保し、二次災害を防止するため、各種施設による車両通行制御機能の強化及び避難誘導計画等の整備に努めるものとする。

第3 道路通行規制の実施基準の整備

道路の通行が危険であると認められる場合、あるいは予想される場合における道路通行規制の実施基準をあらかじめ定め、通行規制その他必要な措置を講ずるものとする。

第4 災害情報・通信システムの整備

災害時における対策に万全を期すため、災害情報の収集・連絡、提供に資する収集・観測機器、通信施設、情報提供施設等の整備を推進するものとする。

1 収集・観測機器

機動的な情報収集活動を行うため、衛星通信システムの情報収集手段の活用体制の整備を図るものとする。また、地震計等の観測機器を計画的に整備するとともに、定期的な点検に努めるものとする。

2 通信施設

災害時における情報通信の重要性にかんがみ、災害時の情報手段の確保のため、情報通信施設の耐震性の強化及び停電対策、情報通信施設の危険分散、伝送路の多ルート化、衛星通信システムを活用したバックアップ対策等による防災対策の推進を図るものとする。

3 情報提供施設

道路利用者に対する災害情報の提供のため、道路交通情報提供施設の整備を図るものとする。

第5 通信手段の確保

災害時の情報通信手段の確保については平常時よりその確保に努めるものとし、その運用・管理及び整備にあたっては、次の点を十分考慮するものとする。

1 伝送路の多ルート化

災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。

2 無線設備

非常災害時の通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け他の防災関係機関との連携による通信訓練に積極的に参加するものとする。

3 移動通信系

移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意するものとする。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくものとする。また、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的を実施するものとする。

4 携帯電話

災害時に有効な、携帯電話の活用体制について整備を図るものとする。

5 災害時優先電話

N T T等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するため、その確保に努めるとともに、その設置場所について周知しておくなど災害時に有効に活用できるよう努めるものとする。

6 通信施設の管理・運用体制

情報通信施設については、平常時より管理・運用体制を構築しておくとともに、災害発生時の通信手段を確保するため、緊急点検方法をあらかじめ確立しておくものとする。

第6 情報の収集・連絡体制の整備

災害発生時の情報収集・連絡体制について、夜間・休日等の勤務時間外を含めて整備を図るとともに、その周知を徹底するものとする。また、関係機関との情報連絡体制が確保できるよう情報連絡網をあらかじめ整備しておくものとする。

第7 各種資料の整備保全

円滑な災害応急対策を行うため、あらかじめ施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。また、平常時より防災関連情報の収集、蓄積を行い、総合的な防災関連情報を網羅した防災管理図の作成に努めるものとする。

第8 資機材の確保

災害発生時の災害応急対策、その後の災害復旧を迅速かつ円滑に行うため、資機材の備蓄を推進するとともに、調達方法等について確立を図ることにより資機材の確保に努めるものとする。

第9 総合防災施設の整備等

災害対策本部等による円滑な防災活動を行うため、防災情報を迅速かつ的確に収集・分析・提示できる情報システム等を備えた総合防災センター、本社及び管理部庁舎等の施設、設備の充実並びに災害に対する安全性の確保に努めるものとする。また、併せて自家発電設備等の整備、コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講ずるものとする。

第10 食料・飲料水等の備蓄

災害対策本部及び現地推進本部の運営に必要な食料、飲料水、燃料等の備蓄は、原則として最低3日分を確保し、調達体制についても整備するよう努めるものとする。

第3章 防災上必要な教育及び訓練の実施

第1 防災教育の実施

社員の防災に関する知識の修得及び災害時における迅速かつ適切な対応能力の向上を図るため、防災に関する研修の充実と推進を図るとともに、関係機関が実施する講習会等に積極的に参加するものとする。

第2 防災訓練の実施

1 防災訓練の実施

関係機関との連携を強化し、大規模災害を想定した防災訓練を、原則として年1回実施するものとする。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

訓練を行うにあたっては、被害の想定を明らかにするとともに、非常参集訓練、情報の収集・伝達訓練、災害対策本部等設置運営訓練、災害応急対策訓練等、実践的な訓練を実施するものとする。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善や訓練の充実を図るものとする。

第4章 道路利用者等に対する防災知識の普及

第1 防災知識の普及

道路防災週間、防災週間等の防災関連行事を通じ、道路利用者等に対し、災害の危険性を周知す

るとともに、地震発生時にとるべき行動等防災知識の普及、啓発に努めるものとする。

第2 防災に関する広報

道路利用者等に対する防災知識の普及にあたっては、インターネット及び機関誌の活用、チラシ、パンフレットの配布、ポスター、横断幕、懸垂幕、看板の掲示等に努めるとともに、ビデオ等訴求効果の高いものを活用するものとする。

第3編 災害応急対策

災害応急対策については、災害情報の迅速な収集システムの整備を図り、災害発生直後の被害規模等の情報の早期把握体制を整備するため、通信手段の確保に万全を期すとともに、災害発生後、速やかな社員の参集により災害の規模に応じた適時的確な応急対策の推進を図るものとする。

また、大規模な災害に対しては、災害応急対策を総合的、効果的に行うため、関係機関と連携を図り、被災地域外からの人材及び災害対策用機械の派遣等、応急復旧に対する広域的な応援体制を確保するものとする。そのため、平常時からの防災教育、制度等の整備を推進するものとする。

第1章 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保等

災害が発生した場合、災害の規模や被害の程度に応じ、被害情報等を迅速に収集・連絡するものとする。この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行うものとする。

第1 災害情報等の収集・連絡

1 災害情報等の把握と連絡

(1) 地震災害

地震が発生した場合、気象庁より地震情報及び津波情報等の連絡を受けるほか、テレビ、ラジオ等の地震情報、阪神高速道路の地震計情報等により、地震の規模、範囲、通行規制状況等について把握するものとする。管理局等は、「防災業務要領（震災編）」に定める規模の地震が発生した場合、直ちに本社に連絡するものとする。

(2) その他災害

災害が発生した場合、災害の規模、範囲、通行規制状況等について把握するものとする。管理局等は、「防災業務要領（風水害編）」に定める被害が発生した場合、直ちに本社に連絡するものとする。

2 被害規模の早期把握のための活動

災害発生後、阪神高速道路の概括被害状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

3 災害発生直後の被害情報等の収集・連絡

災害発生後、管理局等は、被害情報等を迅速に収集するとともに、概括的被害情報など緊急に必要な情報は、直ちに本社又は災害対策本部設置後は災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）に連絡し、以後順次、内容、精度を高めるものとする。また、災害対策本部等は、被害情報等を速やかに関係機関に連絡するものとする。

4 災害応急対策活動情報等の連絡

管理局等又は現地推進本部設置後は現地推進本部（以下「現地推進本部等」という。）は、災害対策本部等に応急対策の活動状況、現地推進本部設置状況等を連絡するとともに、応援の必要性についても連絡するものとする。また、災害対策本部等は、応急対策の活動状況等を随時関係機関に連絡するものとする。

5 関係機関との情報交換

被害情報、応急対策活動状況等に関し、必要に応じ、関係機関と緊密な情報交換を行うものとする。

6 情報の共有化

災害対策本部等は、収集した被害情報、応急対策活動情報等を必要に応じ、現地推進本部等に連絡するものとする。

7 窓口の一元化

災害情報の収集・連絡にあたっては、窓口の一元化に特に留意し、現地等における応急対策活動等に支障をきたさないよう配慮するものとする。

第2 通信手段の確保

災害発生後直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。このため、必要に応じ、直ちにマイクロ回線、業務用通信回線等の情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うものとする。また、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努めるものとする。

第2章 活動体制の確立

第1 活動体制

災害が発生した場合、速やかに関係社員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

第2 関係機関との連携

円滑な災害応急対策の実施に資するため、関係機関との緊密な連携に努めるものとする。

第3章 道路機能の確保等

第1 道路通行規制

通行規制にあたっては、警察機関、関係道路管理者及び関係機関と密接な連絡と調整を図るものとする。

第2 応急復旧等

災害発生後、阪神高速道路について早急に緊急点検を実施することにより被害状況を把握し、関係機関に連絡するとともに、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路交通の確保に努めるものとする。また、災害時における二次災害の防止及び被災地への円滑な緊急救援物資等の輸送を確保するための緊急交通路の確保を最優先に応急対策等を実施するものとする。

1 緊急点検

災害発生直後に、道路パトロール等により緊急点検を実施するものとする。

2 障害物の除去

路上の障害物の除去について、状況に応じて警察機関、消防機関及び自衛隊等と協力し、必要な措置を講ずるものとする。

3 二次災害の防止対策

二次災害による被害の拡大を防ぐための応急対策を実施するために、災害発生時における十分な構造物等の点検・現地調査を行い、被災状況を把握するものとする。

また、構造物等が甚大な被害を受けた場合において、被災構造物等に隣接する一連の構造物等又はその近接地に大きな被害を与えている場合若しくはそのおそれが大きい場合は、直ちに二次災害の防止のための対策を実施するものとする。

4 応急復旧

阪神高速道路が被災した場合において、道路交通の確保及び被害の拡大を防ぐため、必要があるときは、仮道、仮橋、締切工等の応急復旧工事を迅速に施行する等、被害状況に応じた適切な応急復旧を行うものとする。

5 人員・資機材の確保

関係機関、建設業者等との間の応援協定等に基づき、障害物の除去、応急復旧等の円滑な実施に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。

6 関係機関との情報交換

必要に応じて応急復旧の実施状況について、関係機関と密接な情報交換を行うものとする。

7 自衛隊の応援派遣

人命又は財産保護のため必要があるときは、府県知事に自衛隊の応援派遣の要請を依頼して、応急復旧を迅速に施行するものとする。

第3 阪神高速道路が緊急交通路等に指定された場合の措置

災対法第76条又はその他関係法令の規定に基づき、阪神高速道路が関係機関から、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するための緊急交通路等に指定されたときは、これに対処すべき必要な措置を行い、道路交通の確保に協力するものとする。この場合において、料金を徴収しない車両の取扱い等料金収受業務に関し、適切な措置を講ずるものとする。

第4章 災害発生時における広報

災害発生時において、地域住民や道路利用者が非常事態に即応して適切な措置をとり得るよう、阪

神高速道路に関する正確な情報を、報道機関、道路交通情報提供施設等を通じて提供するものとする。

第1 地域住民等への情報提供

阪神高速道路の被害状況、通行規制状況、復旧状況とその見通し等災害に関する正確な情報を、新聞、ラジオ、テレビその他の報道機関を通じて地域住民等に提供するものとする。

第2 道路利用者への情報提供

道路利用者が安全で円滑な通行ができるよう、災害に関する情報や通行規制等の情報を速やかに道路利用者に提供するものとする。

1 道路交通情報提供施設等による情報提供

災害、非常事態時の対応、交通規制等に関する情報を、道路交通情報提供施設及び看板による標示等により、道路利用者に提供するものとする。

2 マスメディア等による情報提供

交通規制、迂回路等の道路交通情報を、電話、ラジオ、テレビ等のメディアを活用して道路利用者に提供するものとする。

第3 関係機関との情報交換

情報の公表、広報活動の際、その内容について、必要に応じて関係機関と情報交換を行うものとする。

第4 道路利用者からの問い合わせに対する対応

必要に応じて災害発生後速やかに、道路利用者からの問い合わせに対応する体制について、整備を図るものとする。

第4編 災害復旧

災害復旧については、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、被災構造物等の災害復旧の基本的方向を早急に決定するとともに可能な限り迅速かつ円滑に本格的な復旧を図るものとする。また、復旧にあたっては、周辺環境の保全へも配慮するものとする。

第1 災害復旧計画の策定

1 災害復旧計画

災害発生後、速やかに被害状況、原因等を調査し、災害復旧のための工法、経費等を決定するものとする。

2 兼用工作物等の管理者との協議

被災施設が、兼用工作物である場合、又は被災施設に重要な影響を及ぼす施設が隣接してある場合等は、当該管理者と早急に協議して災害復旧計画を定めるものとする。

第2 再度災害の防止

被災施設の復旧にあたっては、原形復旧を基本にしつつも、再度災害の防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

第3 災害復旧の促進

災害復旧計画策定後、速やかに予算措置を講じ、復旧工事を迅速かつ円滑に実施するものとする。

第4 がれきの処理

阪神高速道路の被災により生じたがれきの処理にあたっては、関係機関と調整のうえ災害復旧計画を考慮に入れつつ計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止、又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

第5編 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震防災対策推進計画については、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、防災訓練に関する事項、関係機関との連携協力の確保に関する事項その他地震防災上重要な対策に関する事項等を定め、南海トラフ地震に係る防災対策の推進を図るものとする。

第1章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備については、本計画第2編第1章に準じるほか、災害発生時における緊急輸送を確保するため、他の道路管理者と相互調整を進め、道路施設等の耐震性の向上を図るものとする。

第2章 津波からの防護及び円滑な避難の確保

第1 津波に関する情報の伝達等

1 情報伝達体制

気象庁が発表する津波警報については、迅速かつ確実に情報が伝達する体制の整備を図るものとする。

2 道路利用者への情報提供

気象庁が津波警報を発表したときは、当該区域の高速道路利用者に対して道路情報提供装置による情報提供等を実施するものとする。

第2 避難対策等

津波による影響が想定される地域の阪神高速道路利用者、社員、料金収受員、工事関係者等の避難誘導計画を作成するものとする。

第3 交通対策等

道路パトロール等により道路交通状況の把握に努めるとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき府県警察が津波の襲来により危険度が高いと予想される区間及び避難経路として使用されることが想定される区間に対して実施する交通規制に対する協力等に努めるものとする。

第4 工事現場に関する対策等

津波による影響が想定される地域の阪神高速道路の工事現場においては、原則として工事中断の措置をとるものとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、社員等の安全確保のため、津波からの避難に要する時間に配慮するものとする。

第3章 防災体制

第1 災害対策本部等の設置及び要員参集体制

1 防災活動体制の確立

本社及び管理局等では、情報収集・連絡体制の確立、災害対策本部等の設置等により、速やかに防災活動体制を確立する。

2 参集の方法等

災害対策本部等は、本計画及び防災業務要領等で定めるところにより、参集を行うものとする。

3 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置については、本計画第1編第3章に準ずる。

第2 地震発生時の応急対策

南海トラフ地震が発生した場合における応急対策については、本計画第3編に準ずる。

第3 資機材、人員等の配備手配

1 資機材、人員等の確保

資機材、人員等の確保については、本計画第3編第3章第2第5項に準ずる。

2 資機材の数量把握等

資機材については、保有量及び確保可能量の把握に努めるとともに、応急復旧工事を施工する際の連絡体制をあらかじめ定めておくものとする。

第4 物資の備蓄・調達

物資の備蓄・調達については、本計画第2編第2章第10に準ずる。

第4章 防災訓練

防災訓練については、本計画第2編第3章第2に準じ、津波対応に関する訓練も併せて実施するものとする。

第5章 地震防災上必要な教育及び広報

第1 社員等に対する教育

社員等に対する教育については、本計画第2編第3章第1に準ずる。また、主な教育の内容は次に掲げる事項とする。

- ・地震、津波、がけ崩れ等に関する知識
- ・参集の方法
- ・地震が発生した場合に具体的にとるべき地震防災応急対策及び災害応急対策
- ・地震防災対策として現在講じられている対策
- ・今後地震対策として取り組む必要のある施設の整備

第2 道路利用者等に対する教育・広報

道路利用者等に対する教育・広報については、本計画第2編第4章第1及び第2に準ずる。

附 則（平成21年 6 月30日阪神高速規則第13号抄）

1 この規則は、平成21年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 6 月30日阪神高速規則第 8 号）

この規則は、平成23年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 6 月18日阪神高速規則第10号抄）

1 この規則は、平成27年 7 月 1 日から施行する。